

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校法人の助成に関する条例（昭和47年条例第16号）第4条の規定に基づき、私立高等学校が実施する地域活動等を通して、高校生の地域貢献や卒業後の防府市への定住の促進を図るとともに、私立高等学校の振興充実を図るため、高等学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、補助金を交付することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 市は、予算の範囲内で、学校法人に対し、当該高等学校の地域活動等推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち市長が認めたものを補助金として交付する。

2 補助金の対象となる事業は次の各号に掲げるものとし、対象となる経費は別表のとおりとする。

(1) 防府市に住み続けたいと思えるような魅力を再発見するための活動、学校と地域が共に行う活動、生徒が校外で行う地域貢献に係る活動を目的とした地域活動事業

(2) 教育研修、生徒の読書推進、教育用備品の購入などに係る施設整備を目的とした学校活動事業

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 私立学校関係法令の規定を遵守して運営していること

(2) 財務経理が正常かつ健全であること

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする学校法人は、学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書

- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 学級生徒数一覧表
- (4) 前年度収支決算書

2 補助金の額は、学校活動費は5月1日時点で通学する市内生徒数に対し2,000円を、地域活動費は生徒数に対し300円を乗じた額とする。ただし、地域活動費の生徒数には通信課程の生徒数は含まないものとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の定めによる申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときには補助金を交付することを決定し、その旨を学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該学校法人に通知するものとする。

(高等学校運営計画等の内容の変更)

第6条 前条に規定する通知を受けた学校法人(以下「補助学校法人」という。)は、第4条の定めにより市長に提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助学校法人は、学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金実績報告書(第3号様式)を当該年度の3月末日までに、事業報告書、収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助学校法人に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の定めにより補助金を交付する旨の通知を受けた補助学校法人は、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助学校法人の提出する前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内に補助金を当該補助学校法人に交付するものとする。

(概算払い)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

2 補助学校法人は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する補助金概算払請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助学校法人に対し補助金概算払決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、補助学校法人に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

5 前項に規定する補助金の返還に関する事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)の規定を準用するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第12条 補助学校法人は、当該補助金に係る収支を明らかにした帳簿証拠書類その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(報告書)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助学校法人に対し、報告を求め、若しくは指示をし、又は関係職員をして前条の帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 市長は、補助学校法人が次の各号の一に該当するときには補

補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき

2 市長は、補助学校法人が第3条に定める要件を欠くこととなった場合にはその期間補助金の交付を一時保留することができる。

(返還)

第15条 補助学校法人は、前条の定めにより補助金の交付の決定を取り消された場合には、当該補助金を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第16条 補助学校法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助学校法人は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助学校法人は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(財産の管理等)

第18条 補助学校法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第19条 補助学校法人は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助学校法人は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 補助学校法人が、補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間を経過した場合。ただし、取得価格又は効用の増した額が、1台につき50万円未満の財産については、耐用年数を5年間とし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮できるものとする。

3 補助学校法人が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

費 目	内 容
謝金	講師、専門家等への謝金
印刷費	チラシ・ポスター等
通信費	郵便料
消耗品費	事務用品費、材料費 熱中症防止の飲料水代 等 ※
備品購入費	図書 1万円以上の機材、道具等
使用料	会場使用料 バス等の交通手段の車借上料 機材、器具等の借上料
保険料	行事・ボランティア保険料
交通費	講師、専門家等への交通費
その他	教育長が特別に認めるもの ※2

※ 講師等の飲食代は含まない。

※2 その他の経費を計上する場合は担当課に事前相談を行うこと。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

学校法人
理 事 長

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金交付申請書

年度学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金について、防府市学校法人の助成に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 6 号）に基づき申請します。

記

1 交付申請額

円

第2号様式

指令防教学第 号

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金交付決定通知書

住 所

学 校 法 人

理 事 長

年 月 日付で申請のあった学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金については、次のとおり交付する。

年 月 日

防府市長

印

補助金の額 金 円

第3号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

学校法人
理事長

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった学
校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金について、関係書類を添えて実
績報告します。

【関係資料】

- ・ 事業報告書
- ・ 収支報告書

第4号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

学校法人
理事長

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった学
校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金について、下記のとおり概算払
いにより交付されるよう請求します。

記

1 概算払い請求額

円

第5号様式

指令防教学第 号

学校法人立高等学校地域活動等推進事業費補助金
概算払決定通知書

住 所
学 校 法 人
理 事 長

年 月 日付で申請のあった学校法人立高等学校地域活動等推
進事業費補助金については、次のとおり概算払を決定する。

年 月 日

防府市長 印

概算払額 金 円